

令和4年3月17日

各団体の長 様

岐阜県商工労働部長

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」
の周知・活用について（協力依頼）

平素から本県の商工労働行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校や保育所が学級閉鎖等した場合に、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない労働者に対して、有給の特別休暇を与えた事業主には、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」が支給されます。

つきましては、こうした制度を活用し、労働者が必要なときに休みやすい環境の整備に努めていただきますよう、改めて各団体の構成員に周知をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の対象期間は令和4年6月末まで延長される予定です。

（参考）

◆小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_000

[02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_000) （厚生労働省ホームページ）

商工労働部労働雇用課 労働企画係			
係長	中島	担当	山下
電話	058-272-1111(代)内線 3122		